

1 事業名

所沢市営住宅条例の一部改正

2 事業の概要

民法の一部改正に伴い、市営住宅の入居条件として求めている連帯保証人の廃止などについて、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 市営住宅の入居条件として求めている連帯保証人に関する規定を廃止し、代わりに緊急時等の連絡先を求める旨の規定を設ける。
- (2) 敷金について、入居者の債務不履行があった際にその弁済に充てることができる旨の規定を設ける。
- (3) 修繕費用の負担区分について明確化する。
- (4) 法定利率が令和 2 年 4 月 1 日から変動制になることに伴い、利息の算定に係る利率について、年 5 分の割合から法定利率とする。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

- ・パブリックコメント手続

実施期間 令和元年 11 月 8 日～29 日

意見なし

5 関係法令、基本計画との整合性

民法、公営住宅法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第29号 所沢市営住宅条例の一部を改正する条例

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第1条に規定する施設をいう。

(3)～(5) 略

(公募によらない入居)

第5条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに係る者を公募によらないで、市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6)～(8) 略

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。

(3)～(5) 略

(公募によらない入居)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに係る者を公募によらないで、市営住宅に入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6)～(8) 略

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(以下「老人等」という。))にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者(以下「被災者等」という。))に

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第14条において同じ。）があること。ただし、次のアからキまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。）にあっては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(イ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(イ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者

カ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法

あつては第5号及び第6号)の条件を具備するものでなければならぬ。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第14条において同じ。）があること。

律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

キ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

(7) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(7) 入居者又は同居者に前号イからエまで又はカのいずれかに該当する者がある場合

(4)・(9) 略

イ・ウ 略

(3)~(6) 略

(2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(7) 入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する者がある場合

(4)・(9) 略

イ・ウ 略

(3)~(6) 略

2 老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第1号ただし書の市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により、法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

3 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2・3 略

(入居者の選考)

第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であつた又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第1号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2・3 略

(入居者の選考)

第9条 略

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって規則で定める倍率の入居申込者を抽出する。

3 略

4 市長は、第1項に規定する者のうち、次条各号のいずれかに該当する者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居申込者の抽選の特例)

第10条 市長は、前条第2項の公開抽選（単身での入居申込みに係る公開抽選の場合を除く。）を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する者に限り、規則で定めるところにより倍率優遇措置を講ずるものとする。

(1) 略

(2) アからウまでのいずれかに該当する者のみと現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の者

ア・イ 略

ウ 60歳以上の親族

(3) 第6条第1項第1号イからエまで又はカのいずれかに該当する者

第9条 略

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって市長が定める倍率の入居申込者を抽出する。

3 略

4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居申込者の抽選の特例)

第10条 市長は、前条第2項の公開抽選（単身での入居申込みに係る公開抽選の場合を除く。）を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する者に限り、規則で定めるところにより倍率優遇措置を講ずるものとする。

(1) 略

(2) アからエまでのいずれかに該当する者のみと現に同居し、又は同居しようとする60歳以上の者

ア・イ 略

ウ おおむね60歳以上の親族

エ 次号アからエまでのいずれかに該当する親族

(3) アからエまでのいずれかに該当する者

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度であるもの

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 精神障害者（知的障害者を除く。）でその障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3号に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度であるもの

エ 知的障害者でその知的障害の程度がウに規定する精神障害の程

(4) 前号に該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

(5) 略

(入居させる住宅についての配慮)

第12条 略

2 単身で入居させる住宅は、小規模の住宅であって規則で定める規格のものとする。

(入居の手続)

第13条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と緊急時等に連絡をとることができる者であって、市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡先」という。）の連署する請書を提出すること。

(2) 略

2 略

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に緊急時等連絡先の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 略

(家賃の決定)

第16条 略

2・3 略

4 市長は、法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(収入の申告等)

度に相当する程度であるもの

(4) 前号アからエまでのいずれかに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

(5) 略

(入居させる住宅についての配慮)

第12条 略

2 老人等及び被災者等に該当する者を単身で入居させる住宅は、小規模の住宅であって市長が定める規格のものとする。

(入居の手続)

第13条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 略

2 略

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 略

(家賃の決定)

第16条 略

2・3 略

4 法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第17条 略

2 市長は、前項の規定による収入の申告又は第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見が正当であると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(敷金)

第21条 略

2 略

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 略

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除く。）

は、市の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) 略

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又

第17条 略

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定について、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見が正当であると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(敷金)

第21条 略

2 略

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 略

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（次条第1項第4号に掲げる費用を除く。）は、市の負担とする。

2 略

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) 略

(3) 共同施設又は昇降機、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維

は維持、運営に要する費用

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

2・3 略

(不使用の届出)

第27条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第31条 略

2・3 略

4 入居者は、第1項及び第2項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べるができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは当該認定を更正する。

(収入超過者に対する家賃)

第33条 略

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 市長は、法第16条第4項に規定する入居者が第31条第1項の規定に該当し、当該市営住宅に引き続き入居している場合において、第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第16条第4項の規定及び前2項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項で定めるところにより、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種以下の家賃以下で定めることができる。

4 略

(明渡し前の検査等)

第43条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、15日

持、運営に要する費用

(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

2・3 略

(不使用の届出)

第27条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第31条 略

2・3 略

4 入居者は、第1項及び第2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは当該認定を更正する。

(収入超過者に対する家賃)

第33条 略

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 法第16条第4項に規定する入居者が第31条第1項の規定に該当し、当該市営住宅に引き続き入居している場合において、第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第16条第4項の規定及び前2項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

4 略

(明渡し前の検査等)

第43条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、15日

前までに市長に届け出て、第62条第1項の市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 略

(住宅の明渡請求)

第44条 略

2 略

3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4～6 略

(使用手続)

第46条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

2・3 略

(使用の申込み)

第54条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、規則で定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 略

(使用の手続)

第56条 第54条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならないものとする。

(1) 規則で定める所定の書類を提出すること。

(2) 略

2～5 略

(保証金)

前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 略

(住宅の明渡請求)

第44条 略

2 略

3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。

4～6 略

(使用手続)

第46条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

2・3 略

(使用の申込み)

第54条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 略

(使用の手続)

第56条 第54条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならないものとする。

(1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。

(2) 略

2～5 略

(保証金)

第59条 略

2 略

3 第21条第3項から第5項まで及び第22条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第21条第3項及び第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、同項中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(管理の特例)

第65条 略

2 前項の規定により埼玉県住宅供給公社が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合における第4条、第5条、第6条第2項、第8条第2項及び第3項、第9条第2項から第4項まで、第10条(各号列記以外の部分に限る。)、第11条、第12条第1項、第13条から第15条まで、第19条第4項、第23条第3項、第29条、第30条第1項及び第2項、第34条第1項及び第4項、第36条、第37条第1項、第38条、第43条第1項、第44条第1項及び第3項から第6項まで、第52条、第54条第2項、第55条、第56条第2項から第5項まで、第60条第1項、第62条第2項及び第4項並びに第63条第1項の規定の適用については、これらの規定(第9条第4項及び第55条を除く。)中「市長」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長」と、第9条第4項中「市長は」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長は」と、第19条第4項中「その日」とあるのは「市長がその日」と、第38条第1項中「第16条第1項若しくは第4項、第33条第1項若しくは第3項若しくは第35条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第33条第4項又は第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第34条第1項の規定による明渡しの請求、第36条の規定によるあっせん等又は第40条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第34条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定によるあっせん等」と、第44条第3項及び第4項中「同項」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長から同項」と、第55条中「市長は」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長は」と、「市長

第59条 略

2 略

3 第21条第3項及び第4項並びに第22条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第21条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(管理の特例)

第65条 略

2 前項の規定により埼玉県住宅供給公社が市営住宅及び共同施設の管理を行う場合における第4条、第5条、第6条第3項、第8条第2項及び第3項、第9条第2項から第4項まで、第10条(各号列記以外の部分に限る。)、第11条、第12条第1項、第13条から第15条まで、第19条第4項、第23条第3項、第29条、第30条第1項及び第2項、第34条第1項及び第4項、第36条、第37条第1項、第38条、第43条第1項、第44条第1項及び第3項から第6項まで、第52条、第54条第2項、第55条、第56条第2項から第5項まで、第60条第1項、第62条第2項及び第4項並びに第63条第1項の規定の適用については、これらの規定(第9条第2項及び第4項並びに第55条を除く。)中「市長」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長」と、第9条第2項及び第4項中「市長は」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長は」と、同条第4項中「市長が割当て」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長が割当て」と、第19条第4項中「その日」とあるのは「市長がその日」と、第38条第1項中「第16条第1項若しくは第4項、第33条第1項若しくは第3項若しくは第35条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第33条第4項又は第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第34条第1項の規定による明渡しの請求、第36条の規定によるあっせん等又は第40条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第34条第1項の規定による明渡しの請求又は第36条の規定によるあっせん等」と、第44条第3項及び第4項中「同項」とあるのは「埼玉県住

が」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長が」とする。

宅供給公社の理事長から同項」と、第55条中「市長は」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長は」と、「市長が」とあるのは「埼玉県住宅供給公社の理事長が」とする。